

広島県教育委員会会議録

令和4年2月10日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年2月10日（木） 13:00開会

14:26閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
理事	榑	原	恒	雄
経営企画監	今	川	浩	之
総務課課長代理	成	末	一	勝
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	大	島		裕
文化財課長	白	井	比	佐雄
教育支援推進課長	林			史
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 広島県重要文化財の指定について	1
日程第3	第3号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について	3
日程第4	報告・協議1 令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	5
日程第5	第1号議案 令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	7
日程第6	第5号議案 令和3年度メイプル賞（第2回）の受賞者について	7
日程第7	第4号議案 教職員人事について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、中村委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います、いかがいたしましょうか。
細川委員： 第1号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第4号議案は、個別の人事に関する案件、第5号議案は、個人情報を含む表彰者の選考に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第4号議案の教職員人事について、第5号議案の令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第4号議案及び第5号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県重要文化財の指定について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県重要文化財の指定について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県重要文化財の指定について御提案いたします。

お手元の資料と併せましてスライドも御覧いただきながら御説明いたします。

広島県重要文化財の指定とは、広島県文化財保護条例第3条第1項の規定により、県の区域内にある有形の文化財、すなわち建造物を始め、絵画や工芸品など、本県にとって歴史上又は芸術上の価値、あるいは学術的価値の高い本県の歴史と文化を語る上で欠かせない文化財を特定し、保護しようとするものでございます。

今回お諮りする常国寺唐門は、平成28年9月1日付けで所有者の福山市常國寺から申請された物件でございます。常國寺は、福山市南部、沼隈半島の中心に位置し、沼隈と鞆を結ぶ古道に沿った、交通の要衝に建てられた日蓮宗の寺院でございます。安土桃山時代、織田信長に追われた室町幕府将軍、足利義昭が鞆に逃れてきたとき、一時期滞在したことで知られております。

境内は熊野貯水池に面した北向き斜面にあり、池の近くに山門が、斜面上部に本堂が配されております。今回お諮りする唐門は、この本堂と山門の間、本堂正面のテラスの前面に建てられた門でございます。

こちらの常国寺唐門は、木造、本瓦葺きで、正面に唐破風を配した向唐門と呼ばれる様式の門でございます。18世紀前期、江戸時代中期に建てられたと記録されております。禅宗様の門で、正面、臺股に足利将軍家の家紋である二つ引両紋を配し、足利義昭の由緒を伝えております。上部の笄形には彫刻が力強く施されております。門扉には桐の文様が彫られており、足利将軍家との由緒を強調しております。門の背面の頭貫と、これに直交する木鼻、こちらは雲形に仕上げられているものでございます。

以上のとおり、本件唐門は、足利義昭の由緒を江戸時代、享保期の施主と大工が当時の知識と技術で建物の形式及び意匠で示したという特色を持つ建造物でございまして、材質、技法及び意匠ともに優れていると言えることから、広島県重要文化財に指定することがふさわしいと判断いたしました。

なお、本件指定につきましては、令和4年1月21日付けで広島県文化財保護審議会から適当の旨、答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： スライドで説明していただいてすごくよく分かりました。

お話の中で、平成28年9月の申請ということだったのですけれども、今、令和4年なので、これだけ期間がかかるというのは、申請が順番になってということなのか、その間の調査等で時間がかかったということなのか、その辺りの経緯を教えてください。

白井文化財課長： こちらの調査に当たりましては、古文書、あるいは建築様式その他様々な角度から検討してきたもので、それに時間を要したというのが本当のところでございます。

中村委員： 少し関連するのですが、今、申請があつて指定ということですが、申請はこの宗教法人からの申請ということですか。

白井文化財課長： はい。

中村委員： なぜこのタイミングということなのですかね。歴史的な文化財が今の御時世に申請があつて指定されるというのは、どういうきっかけあるのかという質問です。

白井文化財課長： 常國寺様が平成28年に申請された理由については、正確なところは伺っていませんが、福山市との協議の中で、是非ともこの貴重な文化財を後世に伝えたいからということで申請されたと伺っております。

中村委員： 基本的には、やはり所有者なりの申請がまずあるというのが、いわゆる普通の順序ということですか。

白井文化財課長： お見込みのとおりでございます。申請を受けてから審査に入ります。

細川委員： 少し関連するのですがすけれども、先ほど課長が、調査など、資料とかを精査して時間もかかるということをおっしゃっていましたが、現在、広島県重要文化財に指定していただきたいというような案件は、かなりの件数があるのですか。

白井文化財課長： 現在、申請の要望をいただいているものは複数ございます。

細川委員： 非常に立派な門ですよ。別件なのですがすけれども、私も前、仕事で鐘楼を建てたときに墓股、普通の大工でなくて寺社大工が鐘楼を建てられましたが、立派な墓股であります。木鼻も立派なものでびっくりしたのですがすけれども、これはただ、300年ぐらい経っていますよね。

白井文化財課長： はい。

細川委員： ですので結構傷んでいるのではないかとということをお慮するのですが、この指定を受けたことによって、常國寺の方で、またいろいろな御支援を受けられて、必要な修復などを今後は考えられていくのでしょうか。

白井文化財課長： 御指摘のとおり、現在、修理を必要とするような状況になっておりますので、所有者はこれを修理したいということは希望しておられます。

細川委員： はい、分かりました。これ、足利義昭の縁もあるという立派な門ですので、後世長く保存されるようによろしくお願ひしたいと思います。

菅田委員： 私、資料を頂いて、家から30分ぐらいなので見に行ったのですが、やはりかなり傷んでいるので、その辺りのケアをしていただきたいと思います。それと、これは横に説明板がありますが、福山市は福山市の重要文化財として昭和39年に既に指定してあったようです。これは市の教育委員会に言わなくてはいけないのですがすけれども、市も文化財として保存、修復の義務があつたわけですよ。重要文化財に福山市が指定していますが、重要文化財にしては先ほど細川委員が言われたように保存状態などを危惧しているので、市町の教育委員会にも重要文化財の点検を促していただければと思います。

中村委員： そもそも県の重要文化財については、どれぐらいの補助が出るのですか。

白井文化財課長： 県指定になりますと、事業費の50%が県の補助金ということになり、50%を上限として交付するということになります。

中村委員： 残りの50%のうち市が何割か出すことも同時にあり得るのですか。

白井文化財課長： 通例ですと、いわゆる補助残の50%を市が、残りの50%を所有者が負担するという形になっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

玉木特別支援教育課長： 第3号議案、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について御説明いたします。

資料1ページ、1表彰制度の趣旨を御覧ください。企業との連携、協力による職業教育の充実を図るため、平成26年11月から「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」という登録制度をつくり、支援企業の募集を行っております。令和4年1月28日現在で、登録企業数は433社となっております。

登録制度の詳細につきましては、資料5ページ、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録制度実施要項を御覧ください。この「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」に登録した企業のうち、特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業について、その功績を称え、表彰することで、特別支援学校の職業教育の充実と雇用企業の増加に資することを目的として表彰を行うものでございます。就業体験や職場実習などの受入れや作業学習における技術指導への協力など、企業のサポート実績を把握し、その実績合計が高い企業を表彰いたします。

表彰の選考基準は、資料7ページを御覧ください。2表彰対象企業の(1)から(3)のとおり、1回もしくは1人でもアからウに示す実習、技術指導及び雇用をした場合、1点を加点し、エではアからウをいずれか一つ以上を3年以上続けた企業等に更に1点を加点します。そして、その合計点数の高い企業5社程度を表彰することとしております。

県内の特別支援学校から企業との連携状況等の調査を行った結果、資料4ページ、表彰候補企業一覧のとおり、西川ゴム工業株式会社様、中国木材株式会社様、株式会社もりじょう様、株式会社オガワエコノス様、株式会社こっこー様、社会福祉法人かしの木様の6社を表彰するように考えております。

表彰式は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、今年度は行わず、各企業に出向き表彰を行い、ホームページにおいて広く周知していきたいと考えております。

今後もこの企業表彰を継続実施し、広く周知することで、企業の登録促進や就職支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。4ページの6社を拝見いたしまして、実はオガワエコノスの小川さんはJ Cで一緒でしたし、青年会議所、それからこっこーの榎岡さんはJ Cも一緒ですし、県のPTA連合会の会長もお務めになったと思いますし、商工会議所の役もされたということで、そういう存じ上げている企業の方が今回非常に多く受賞されたということは、私、非常に嬉しく思っております。

それから、就職については、ここに表彰対象企業の要件とかが書いてございますけれども、2点ほど思うのですが、一つは、今から就職しようと思うところの企業に卒業生が既に入社されている場合、OB訪問でその先輩のお話を聞くことによって、その企業の内容とかいろいろな状況も聞くことができるし、就職しても安心できるのではないかと

と感じたのですが、OB訪問などが、このア、イ、ウ、エのどこかに入るのかということがあります。もう一つは、就職するについてはジョブサポートティーチャーの方の御支援がかなり大きいと思うのですが、今回表彰を受けた6社の中で、このジョブサポートティーチャーとのいろいろな嬉しい御関係みたいなお話があれば御紹介いただければと思います。

玉木特別支援教育課長： まず1点目のOB訪問ですが、とてもよい御意見をいただいたとっております。実際に学校の方で先輩の話聞く機会の設定を学校がすれば幾らでも取り組める内容だと思いますので、是非特別支援学校にも進めていきたいと思っております。

それから、JSTとの嬉しいお話ということですが、実際にJSTはこういった企業を回りながら就職をお願いするに当たって、どういったことができるかというようなことで話を進めていきます。その中で、例えば対象の生徒の障害の状態をお伝えしたときに、この子であればこういったことならできますねというお話が企業側から出てくると、これはよく理解いただいているということでJSTの方も嬉しいし、生徒にとっても嬉しい話だと思いますが、そういったお話で合っていますでしょうか。

細川委員： 4ページの主なサポート実績のところ、雇用の実績があるとか、説明会などにも積極的に参加しているということが書いてございますので、恐らくジョブサポートティーチャーの方がかなり関わっておられるのではないかと思いますよ。その辺りのところで、各企業とジョブサポートティーチャーが綿密な連携を取るような、聞いてとっても嬉しくなるようなお話があったのだらうかと思ったのです。またあればお聞かせいただければと思います。

近藤委員： 表彰対象企業の点数化のところなのですけれども、(1)のア、イ、ウ、エ、基準が上がっているのですが、これは基本的に年間で最大4点ということになるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： 最大で4点ということになります。ただ、累積でいきますので、これが今6年目ですから、満点でいうと22点ということになりますね。

近藤委員： 例えば、表彰候補者のところの85番のもりじょうさんですけれども、障害者の作業面、行動面に対して丁寧に対応して、課題改善を図っている点を評価されて表彰を受けておられるような実績があったりして、雇用した後、継続して就労できるような環境を整えられているというようなところも何か評価できるような基準があればと少し思いました。エの顕著な取組のところ、3年連続、アからウのいずれか一つ以上に取り組んでいるということなので、他の顕著な取組なども拾えたらいいなと思っております。

玉木特別支援教育課長： 御意見ありがとうございます。この表彰基準については令和元年度に見直しをして、令和2年1月29日から施行しているものですので、基本的には3年ぐらいいはこれでいきたいと思っております。令和4年度に見直しを考える際に、今の御意見も参考にさせていただきます。

志々田委員： 表彰制度自体、これだけの多くの企業の方たちが特別支援学校の子供たちの就労のことを考えてくださっているのがとてもありがたいことだと思ってお話を聞いていました。今回は表彰の話なのですけれども、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」という、そういう登録企業を募った団体があるわけですね。この団体に加盟すると、企業にとってどんなメリットというか、例えば障害者の就労をもっとやりやすくなるような情報交換の場があるとか、このサポート隊自体の活動の内容とか、取り組んでいるものがありますか。

玉木特別支援教育課長： このサポート隊に登録されている企業間での情報交換というのは特にはありませんが、メリットとすれば県から登録証を交付して、その一覧に掲載してホームページに載るとのことであるとか、あるいはロゴマークを使っただけで企業のPRにも役立っていただくといったことはございます。

あと、中小企業家同友会等では情報交換をされて、サポート隊ひろしまへの登録が話題に上がることもあろうかと思っております。

志々田委員： ありがとうございます。看板とか、いろいろな企業のPRとして使っただけというのももちろんそれは大事なことだと思います。ですが、先ほど近藤委員も御指摘されていましたが、やはり長く自分のやりがいを持って仕事ができる環境づくりにいろいろな工夫や仕組みがそれぞれの企業にあたりするのではないかと推測されるので、是非そうした情報交換とか、それからジョブサポートティーチャーの先生からの御要望のようなことを機関紙でも何でもいいのですが、あまりお手間のかからない形でやるのもあると思います。やはり、そのサポート隊に登録してくださっている皆さんに年に一度でも二度でも、表彰を待つだけではなくて、うちはサポート隊でこういうことをやっ

ています、他のところはこうされていますというようなことをできるような仕組みがあると、お付き合いとして入ってくださるだけではなく、きっと企業様にとってもメリットがあるようなことになるのかなと思ったのですが、大変ですかね。

玉木特別支援教育課長： そういった情報交換の場ですが、サポート隊としてはなのですけれども、よくされるのはそれぞれの学校での企業の参観日等、その中で企業の方からこういった工夫をしながら雇用していますといったような話をいただいて、それがそこに参加されている他の企業にも参考にさせていただけるような場は設けております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和5年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について、大島教職員課長、説明をお願いいたします。

大島教職員課長： 報告・協議 1によりまして、広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について報告させていただきます。

来年度実施いたします令和5年度教員採用候補者選考試験につきましては、別紙のとおり実施する予定としております。第一次選考試験については、7月16日、土曜日及び17日、日曜日に実施したいと考えております。

受験者全体の約6割が既卒者であるという実態から、より多くの受験者が参加しやすいよう、今年度同様、来年度も土曜日、日曜日の実施としております。

なお、優秀な人材を多く集めるため、7月16日土曜日については、広島市内の受験会場に加え、福山会場を設けております。

また、第一次合格発表を8月5日金曜日に行い、第二次選考試験を8月19日金曜日から21日日曜日の3日間で、そして最終合格発表を例年より1週間程度早め、9月26日日曜日に行うこととしております。

現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考、教職経験者（英語）は、受験者が参加しやすく、新学期の開始に差し障りがないよう移動日を考慮し、8月27日土曜日に実施したいと考えております。

なお、広報活動については、近年、志願者の少ない校種、教科等の免許取得が可能な大学へ出向いて説明会を実施し、西日本各地で、広島県で教員をすることの魅力を発信しておりますが、今後、場所や内容を検討し、一層受験者の確保に向けて取り組んでまいります。

選考試験の内容、募集教科及び採用見込み人員につきましては、今後の教育委員会会議で御報告いたします。

報告は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 最終合格発表を早めていただきましてありがとうございます。

志々田委員： やはりどれだけたくさん確保できるかというところに本当に最大の力を注がないといけないと思っています。そのときに、前、作ってくださったパンフレットもさんざんあだこうだ言ったと思うのですけれども、やはり広島教育に参加したいと思ってくれる良さをどうアピールできるかということが大事なのではないかと。もちろん広島県として育てたいとかというようなこともあるかもしれませんが、やはり広島県でせっかく教育長がいろいろな新しいアイディアを持ってやってくださっているの、

どこの県にも負けないオリジナリティが広島県はあると思うので、前面に押し出したパンフレットを作っていただきたいなど。広島市も作っておられますけれども、決してかすまないような、素敵でおしゃれなデザインで今年も是非作っていただければと思います。若い人はそういうのがすごく大事だと思うので、是非よろしくをお願いします。

大島教職員課長： パンフレットですけれども、鋭意作成中でございます。今、もう既に大学との連携などにも取り組んでおりますが、4月から例年行っております採用試験そのものの説明会、これも会場を少し増やして、その場でしっかり本県の魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

細川委員： スケジュールの御報告ありがとうございます。実は先日、教育長と一緒に全国都道府県教育委員会連合会の総会にここでオンラインで参加したときに、海外視察をどうするかということで議論になりました。そのときに、海外視察は多分無理でしょうと教育長がおっしゃったら、長野県の教育委員が、広島の広島叡智学園に視察に行ったらいいのではないかと御発言をされました。

だから、本県は広島叡智学園ですが、個別最適な学びのシステムとか学びの変革、いろいろやはり全国から視察に行きたい、行ってみようという取組をされているので、そういうことをしている組織で働けるということ、やはり志願される方、これから志願される方に、もっともっとアピールをされたらどうかと思います。せっかく身近にそういう素晴らしい教育委員会があるのを、恐らく皆さん御存じで気付いていらっしゃると思うのですが、こちらからもどんどんアピールして、ここで志願される方に加え、やはり県民の人にも幅広くPRしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

大島教職員課長： 昨今、いろいろと課題になっておりますけれども、教員をどう確保していくかということになれば、採用試験というのは本当に大きなポイントになっていると思います。

今御指摘いただいたように、県独自の魅力もそれ相応にあると思いますので、しっかり一緒に働いてみたいと思わせるような、そういう企画を一つ一つ組み立てていきたいと考えております。

中村委員： 私も皆さんがおっしゃったことと同じようなことなのですが、日程も大事ではありますけれども、やはり一人でも多くの優秀な受験者を確保するためには、県の特色や魅力、県の教育の魅力、特色をいかにアピールするかだと思います。

中身を覚えてなくて申し訳ないのですが、私も市と県のパンフレットを見比べたときに、これは言いたいと思ったことがあったのですが、言いたいと思ったことがあるということしか覚えてなくて何とももどかしいのですが、やはりその内容もそうでしょうし、他に紙以外にもウェブ上とかに掲載しているものもあるのですよね。

大島教職員課長： パンフレットもそうですけれども、ホームページでも当然のことながら採用試験に関する情報は適宜流しておりますし、その辺りでも事実以外の部分でも少し工夫できるところがあるかどうか考えてみたいと思います。

中村委員： 要項みたいなことだけではなくて、紙とは違う、ホームページ上ならではの発信の仕方もありますし、今の人にはそういう情報も大事だと思います。

教員の採用に当たっては、やはり働き方改革とかいろいろな問題が絡んでくると思うのですが、少なくとも魅力、特色はしっかり発信できるように工夫していただきたいと思います。

菅田委員： そういうパンフレットやウェブ、ホームページということなのですが、やはり今どきの若者はYouTubeで情報収集することが多いので、YouTubeで広島県教育委員会チャンネルとかそういうものを作られるといいのかなど。コンテンツはいっぱいあると思うのです、先ほど細川委員が言われたような広島叡智学園とか、例えば福山市の小学校だったら公立校で最初のイェナプラン、多分イェナプランのときは、オランダに平川教育長と三好教育長と一緒に視察に行かれた様子がNHKスペシャルでもありましたよね。そういうものを、許可を得て貼り付けてみるとか。そうすると、広島県は先進的な教育をやっているなど、福山市だったら岡山県に行こうとしている子も、やはり広島の方が面白そうとか、近隣から取ったら申し訳ないかもしれないのですが、そういう広島県の魅力、特色をどんどん出していただきたいと思います。

大島教職員課長： いろいろな御意見を今頂戴して嬉しい限りです。いろいろな媒体があると思いますので、柔軟に発信できるものは活用しながら取り組みたいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きますので、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、申し訳ございませんが、傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(13 : 45)

【非公開審議】

第1号議案 令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和4年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案 令和3年度メイプル賞の受賞者について

令和3年度メイプル賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 教職員人事について

小学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 26)